

# 人流データ等による長野県観光動向調査業務 仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「人流データ等による長野県観光動向調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 趣旨・目的

新たな観光振興財源の検討に係る基礎資料とするため、人流データ等※を活用して長野県の観光客数（宿泊・日帰り別、性年代別、居住地別、日本人・訪日客別）や周遊状況のデータを取得し、委託者へ提供する。

※ 「人流データ等」の定義

携帯電話基地局やGPSの位置情報に基づき取得される移動情報を統計処理したもの

## 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

## 4 委託業務の内容

### (1) 提供データ

- 2019年1月1日から12月31日の期間に、長野県内を訪れた日本人及び訪日外国人観光客を対象とした以下2点のデータ
  - ・ 市町村別の旅行者数（①宿泊・日帰り別 ②性年代別 ③居住地別）  
※ただし、訪日外国人観光客は国籍別
  - ・ 旅行者が宿泊又は滞在前後に訪れた市町村

### (2) 提供時の仕様

- Excelデータ、CSVデータなど受託者において抽出・分析が可能な形式。
- その他、グラフ等データの可視化が容易に可能な形式。

### (3) 取得したデータの活用方法

- 取得したデータは、必要に応じて委託者が表やグラフ等に加工し、県下市町村への提供資料、県が主催する会議における資料として使用するほか、観光振興等の施策に活用する。
- 会議資料は、原則ホームページで公表する。

### (4) その他

- 「長野県内を訪れた観光客」の定義（観光と想定される移動の定義）及び「宿泊者・日帰り客」の定義は委託者と受託者が協議して定めること。
- 受託者から委託者に提供されたデータに問題が発生した場合は復旧に努めること。
- 個人情報の取扱い等については、十分な注意を払うこと。

## 5 成果品

- (1) 4 (1) 及び (2) に記載の内容・形式によるデータ
- (2) データ取得の手法など仕組を記載した仕様書 (Word 又は PDF 形式)
- (3) データ取扱いを記載した説明書

## 6 委託期間

契約日から令和5年9月29日まで

## 7 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 8 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。また、契約期間終了後も同様とする。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権、利用権等、その他の一切の権利は長野県に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。